

法務局から地図作成についてのお知らせ

新潟地方法務局

この度、新潟地方法務局では、新潟市西区坂井砂山一丁目、坂井砂山二丁目、坂井砂山三丁目、坂井砂山四丁目において、現地と一致する精度の高い地図（不動産登記法第14条第1項に定める地図）を作成することになりました。

つきましては、本作業の目的等をご理解いただき、ご協力を賜りますようお願いいたします。

- 1 事業名
不動産登記法第14条第1項地図作成作業
- 2 作業対象地区
新潟市西区坂井砂山一丁目、坂井砂山二丁目、坂井砂山三丁目、坂井砂山四丁目
- 3 計画機関
新潟地方法務局
- 4 作業機関
公益社団法人新潟県公共嘱託登記土地家屋調査士協会
- 5 作業期間
平成28年11月1日から平成30年3月31日まで

お問合せ

新潟市中央区西大畑町5191番地

新潟地方法務局不動産登記部門 地図整備室（担当：秋山・土屋・篠田）

電話 025-226-0950

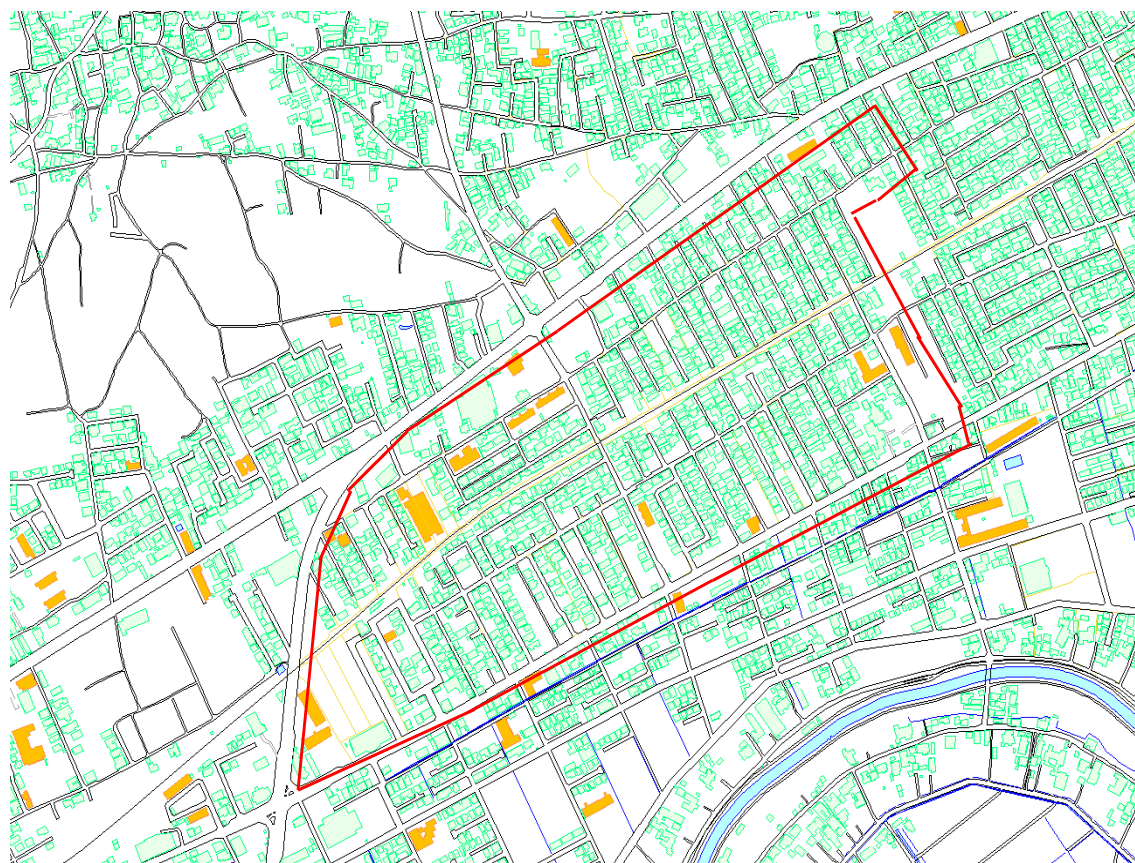
業務時間 午前8時30分～午後5時15分（土日祝日、年末年始を除く）

地図作成のメリット

- 1 土地の境界が確定され、公共座標による位置の特定ができますので、境界紛争を未然に防止することができ、安心して土地を管理することができます。また、安全な土地取引や円滑な不動産担保融資等にも資することとなります。
- 2 公共事業や防災に強い街づくり等の基礎資料として利用できます。
- 3 各土地の境界点が「公共基準点」に基づく公共座標値を持ちます。この結果、現地復元性を保持することとなり、災害等により土地の位置や区画が不明確となっても境界を復元することが可能となり、迅速な復興が期待できます。
- 4 国が測量費用を負担し、地図のほか、公共座標値に基づいた地積測量図も備え付けるため、土地取引等を行う場合でも、再度測量する必要がありません。

作業対象地区

新潟市西区坂井砂山一丁目、坂井砂山二丁目、坂井砂山三丁目、坂井砂山四丁目（約0.37キロ平方メートル）



赤枠内が作業対象地区です。

「この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基盤地図情報を使用した。（承認番号 平成28情使，第195号）」

地図作成作業の概要

1 基準点設置作業（平成28年11月～12月）

測量の準備として、公共基準点を基に、地区内の道路等に4級基準点を設置します。

2 事前調査としての筆界点調査・現況測量（平成29年4月～6月）

現況の状況を把握するため、土地所有者の確認、地番や地目、分筆又は合筆の必要性を調査し、筆界（境界）状況の探索・調査を行います。

3 一筆地立会調査（平成29年7月～8月）

事前調査の結果を参考にしながら、登記所が維持、管理する登記情報、地積測量図及び公図類と照合審査を行い、全ての土地について、所有者の方の立会いをいただき、境界の確認と登記官における筆界認定を行います。

4 一筆地測量（平成29年8月～9月）

平成27年度に基準点測量で設置された基準点から、立会調査等で確認した筆界点の距離や角度を測量します。

5 面積計算・地図作成（平成29年10月～11月）

筆界認定後、一筆ごとに座標法による面積計算を行い、正確な地図及び地積測量図を作成します。

6 縦覧・異議申出（平成29年12月）

地図作成作業の結果を縦覧に供しますので、もし、内容に異議がある場合は、申出をすることができます。

7 職権登記（平成30年1月～2月）

登記情報に変更が必要な場合には、登記官が職権で変更登記を行います。また、筆界が確定した土地については、地積測量図の写しを所有者に郵送します。